

地域活性化のための行政・住民・民間の役割

浦野 加菜

はじめに

日本は少子高齢化や人口減少に悩まされて久しい。これは、結婚形態の変化など様々な原因によるものである。特にこの問題のあおりを受けているのが地方である。なぜなら、地方では人口流出の問題も加わるからである。しかし、これからの日本の発展のためには地方の力は欠かせない。高齢化等様々な問題と向き合いながら、地方を活性化していくことが求められる。

本稿では、地域活性化のために必要なことを考察していく。そのために、これまで行政が行ってきた、考えてきたような方策の分析を行う。そして、実際に実施されてきた活性化に向けた取り組みをみることで、活性化に必要なものを考察する。

地域活性化のためには、行政だけではなく地域の住民や民間企業等の協力が必要だと考える。そうすることで、より地域に密着した活性化が行えるのではないかな。

第1節 多様な問題を抱える日本

1.1 人口減少に悩まされる日本

まず、地域活性化の必要性について考えるため、日本や地方の現状の分析を行っていく。日本では2000年代末から、少子高齢化と人口減少が大きな問題となっている。まず、人口減少についてみる。図1からも分かるように、日本の人口は戦後日本の人口は増加を続けていた。そして、日本の総人口がピークに達したのは2008年、総人口は約1億2670万人だった¹。しかし、その後は人口の減少が続いている。図1の示すように、この人口減少は今後も続くと言われている。国立社会保障・人口問題研究所の調べでは、出生、死亡がともに中位の場合、2065年には約8800万人まで減少すると予想されている。

そして、2016年の時点で1741の市町村が存在するが、日本創生会議は、2040年には人口の減少により全国の896の市町村が消滅する可能性があるとしている。この状況は、子どもの産む可能性の高い女性（20歳から39歳まで）の数が2010年に比べて半数以下になり、人口流出や合計特殊出生率が変わらない、という仮定のもとで考えられている。これはいわゆる増田レポート²と呼ばれていて、全国に大きな衝撃を与えた。

次に、少子高齢化についてみていく。図2をみると、1980年以降、15歳以下の人口は大きく減少しているのに対して、65歳以上人口は大きく増加し正反対の動きをしていることが分かる。

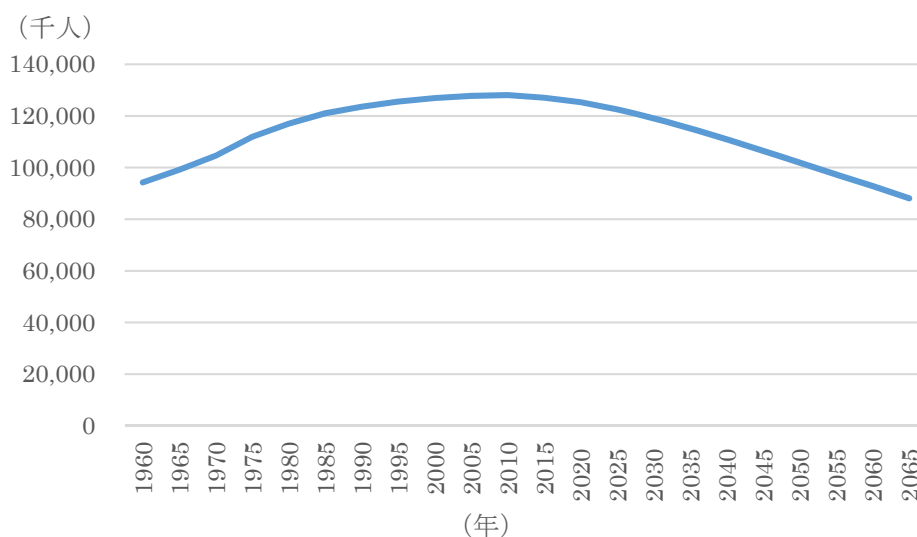
¹ 諸富（2018）p. 5.

² 増田（2014）.

65歳以上の人口の割合が7%に達すれば高齢化社会で14%に達すれば高齢社会、21%を超えれば超高齢社会と呼ばれることになる。実は1970年にはすでに日本は高齢化社会に突入し、1994年には高齢社会に、さらには2007年には超高齢社会に到達していた³。

人口減少、少子化の大きな原因のひとつに合計特殊出生率の低さが挙げられる。合計特殊出生率とはひとりの女性が一生に産む子どもの平均数を示す値である。先進国ではこの合計特殊出生率が2.07程度となれば長期的に人口は横ばいになるとされている⁴。日本では、1974年以降は2.07を下回っている。その後、1989年に、丙午の年だった1966年の1.58を下回る1.57まで下回ったことから、社会的関心を集め、1.57ショックと呼ばれた⁵。そして、2015年の日本の合計特殊出生率は1.45となっている⁶。この合計特殊出生率の低下には、晩婚化、未婚化、など結婚形態の変化、女性の社会進出などが原因のひとつと考えられる。

図1 日本の人口推移



（注）1960年から2015年までの数値は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所の調査より数値を用いている。

（出所）国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（2017年推計）

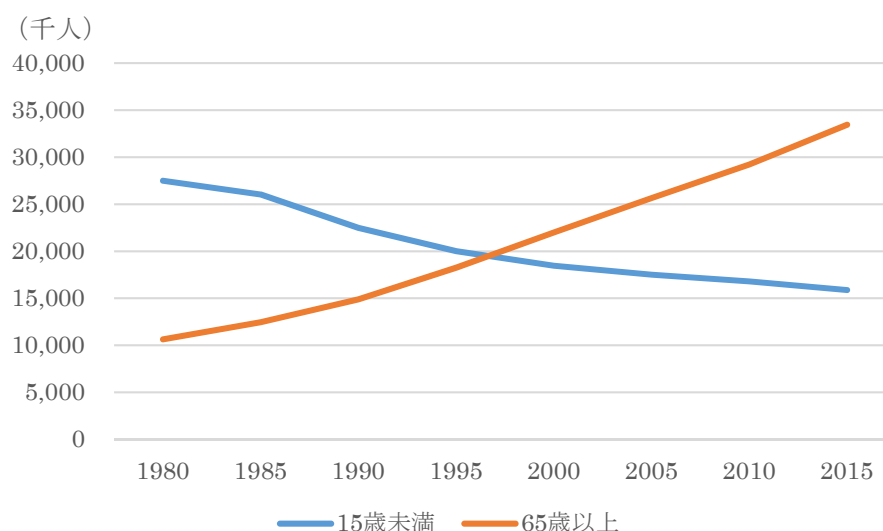
³ 田村（2014）p. 31.

⁴ 田村（2014）p. 39.

⁵ 田村（2014）p. 39.

⁶ 厚生労働省（2016）.

図2 日本の人口推移（15歳未満、65歳以上）



(出所) 国勢調査

1.2 人口問題により脆弱する地方

なぜ地域活性化が叫ばれるようになったのか。1.1 でみたような状況が日本全体で問題となっているが特に地方で著しく問題となっている。図3の香川県の人口変動をみる。香川県では、全国で人口が減少する前から人口の減少、少子高齢化が進んでいたことがわかる。

地方において1.1でみたような問題が特に進んだ原因として、若者が地方から都市へと流出したことで、いわゆる東京一極集中という状況が生み出されたことが挙げられる。図4は2015年10月から2016年9月の間の1年間における人口の社会増減を総人口あたりで計算したものである。この図からも分かるように、東京都をはじめとする都市部では人口は社会的に増加しているが、地方では減少していることがわかる。人口流出は、若者にとっての魅力を都市が比較的多く持っていることや、雇用が多いことが理由のひとつとして挙げられる中、グローバル化も関係していると考えられる。グローバル化により地方にあったような工場は発展途上国などへと建てられるようになる。そうすることで地方での雇用数が減少し、地方から都会への人口流出の要因の一つとなったと考えられる。この雇用を求めた人口流出は今後も続くものと考えられる。

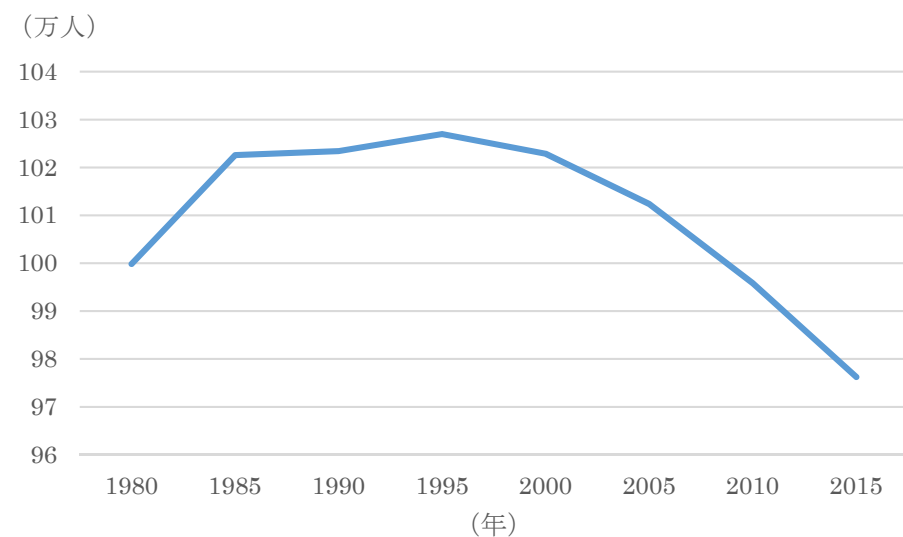
そして、人口流出は農村部や山間部で顕著であり、「限界集落」と呼ばれる状態に陥る地域も増加している。限界集落とは、過疎化などによって65歳以上の高齢者が人口の半分以上を占める状態に至った地域のことであり⁷。このような地域では社会的共同生活が難しくなり、集落そのものの消滅も考えられる。

財政面からみた都市部と地方の比較を行う。東京都と香川県の2015年度における歳入を2015年の人口で割った値を表1で示している。この表から分かるように、人口一人当たりにおける歳

⁷ 池田（2017）p. 79.

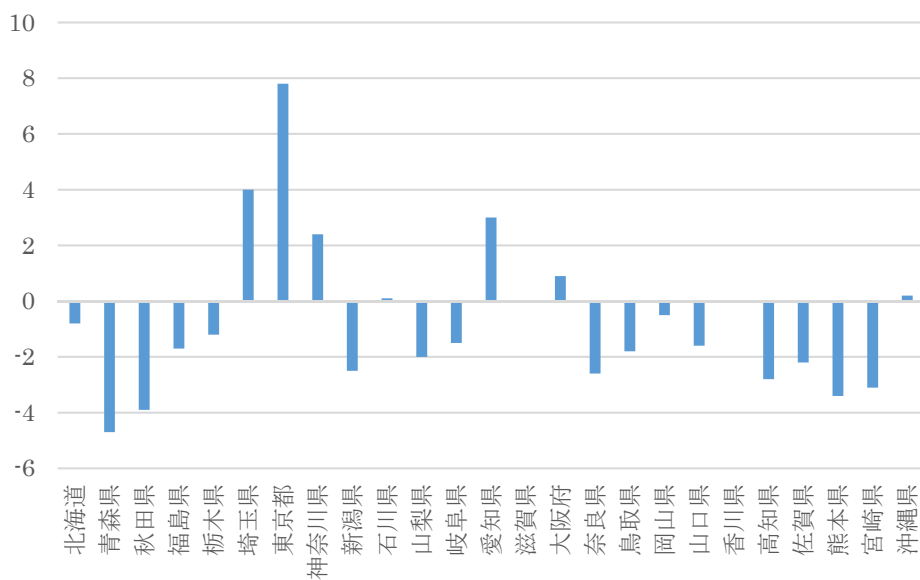
入の割り当ては香川県のほうが3万円ほど少ないことが分かった。このことから、財政面からみても都市部と地方都市とでは差があることが明らかとなった。

図3 香川県の人口推移



(出所) 国勢調査

図4 都道府県別人口の社会増減



(出所) 総務省統計局

表1 東京都と香川県の一人当たりの歳入額の比較

2015 年度	東京都	香川県
歳入額 (十億円)	6,913.8	470.4
人口 (人)	13,515,271	976,263
一人当たり (万円)	51.2	48.2

(注) 人口はともに国勢調査より、東京都の歳入額は東京都（2016）、香川県の歳入額は香川県（2016）より用いた。

(出所) 国勢調査、東京都（2016）、香川県（2016）

1.3 郊外化に悩まされる中心市街地

地方の中でも県庁所在地のような中心市街地の現状について分析していく。この中心市街地では空洞化が問題視されている。かつてこの中心市街地は居住機能や商業機能など様々な都市機能を持っていたが、その多くは中心市街地にもととは住んでいた人たちとともに郊外へと移っていった。この郊外化は長期間にわたって起こった現象であるが、詳しく見ていく。

郊外化について人口移動と商業機能のふたつの観点から考える。人口移動の観点では原因のひとつに 1970 年代の地価の高騰が挙げられる。中心市街地に比べて地価の安い郊外にて住宅地が開発されたのである。そしてこの時期から自動車が普及しだしたこともあり、郊外へ人口が流出したと考えられる。

次に商業機能の観点から考える。これについては大型小売店がひとつキーワードとなる。1960 年代までは駅前・駅周辺や商店街といった市街地に立地する大型小売店が主流であった。1970 年代後半ころから郊外住宅地や郊外幹線道路沿いに立地する大型小売店が増えてきたが、1980 年代までは大規模小売店舗法（大店法）によって大型小売店の出店はある程度は抑制されていた⁸。しかし、1990 年代に大店法が改正されたことから、郊外への大型小売店の開設が急増し、商業機能の郊外化が進んだ。バブル経済のもとで中心市街地の地価が高騰したこと、産業構造の変化に伴って大型小売店の出店に適した農地や工場跡地が郊外から相次いで供給されるようになったことが、大型小売店の郊外化を促進したのである⁹。以上のように商業機能の郊外化は進んだと考えられる。

人口や商業機能のほかにも公共機能や文化、娯楽機能も郊外化が進んだ。このように郊外化が進むことで問題も発生する。まず、移動手段である。郊外化は自動車を用いた移動を前提として

⁸ 村上（2009）p. 4.

⁹ 村上（2009）p. 4.

いる。そのため交通弱者である高齢者は特に生活が難しくなる。高齢化が進む中で大きな問題である。そして行政コストも問題となる。人口が郊外へと広がることで郊外でのインフラの整備が必要となり、行政コストが増加するのである。このような問題を中心市街地は抱えている。

1.4 地域活性化はなぜ必要なのだろうか

以上のように、日本全体でみても人口減少や少子高齢化が大きな問題である。地方では、それらに加えて人口流出などの問題も加わり、東京都などの都市部以上に深刻な問題となっている。日本全体の発展のためにも地方の活性化は欠かせない。

人口が減少すると経済基盤も衰退していく。そもそもの合計特殊出生率の上昇というものもちろん欠かせないが、人口の社会減を防ぐことも重要となってくる。若者の流出により、一層人口減少が進むからである。魅力ある雇用の創出もひとつ地方の課題であると言える。そうすることでUターン、Iターン、Jターンなどによる移住者の増加も図ることができる。同時に、子育て支援などの対策も求められるといえる。

そして、高齢者のことを考えたまちづくりも必要である。高齢化の進行は止められないため、そこと向き合い、うまく付き合っていく必要がある。後述するコンパクト・シティの形成はひとつ有効な手段といえる。

第2節 国が考える地域活性化の方策

2.1 道州制はうまくいくのか

第2節では、第1節でみたような課題に対して、地方の活性化のために、行政、特に国はどのような取り組みを行ってきたかみていく。1.2でもみたように、地方は財政基盤も比較的弱いいため、国による財政、法律などの支援は欠かせないものである。その必要不可欠なものにどうアプローチをとってきたか、みていく。

まず、道州制について考える。地域活性化、地方の自立を考える際に道州制に関する議論が起こる。道州制とは、47都道府県で構成されている日本を「道」と「州」で再編することである。国の仕事は外交、防衛などに絞り、その他の事務、権限やそれに要する財源はできるだけ道州に移譲する。都道府県の事務はその大半を住民に最も身近な基礎自治体である市町村に移譲する。この道州制の導入により、2000年以降叫ばれている地方分権が後押しされ则认为られている。

1927年に最初の道州制に関する具体的な案が出されて以来、多くの道州制構想が提唱されてきたが、目指すところの一貫性などはなく、未だ実現はしていない。地方分権化の後押し、東京一極集中ではなく日本の各圏域が自律的で活力のある競争的発展の可能な国土に変えていくこと、簡素で効率的な行政システムにすることで二重行政の廃止などを図るなどの効果が期待できる。

道州制のメリットについて考えてみる。まず先にも述べたような地方の行政に住民の意思が反映されやすくなるということがあげられる。住民からの広域的な行政需要への対応がより容易になる。都道府県の区域をまたがる河川の管理や交通体系の整備、環境保全や防災関係などの仕事は広域的に対応すべき仕事も増えている。地域の重要な産業となっている観光も、都道府県同士で連携することで利用者の便も増すと考えられている。住民の声を反映しやすくなることで、特色ある地域圏による都市間競争が成立し、魅力ある地域圏、都市圏の形成も期待できる。

次に、地方都市の活性化、それに伴う東京一極集中体制が是正されると考えられる。道州制を実現することで各同州が地域をブロック化し、自律的な経済圏を構築することが可能になる。全てを東京で決めるのではなく、地域の実情に応じて地域自らが政策を決定することが出来る道州制は、地域の創意工夫によって地域経済の立て直しが可能となり、東京一極集中の是正につながる¹⁰。そして、二重行政の排除など行政が効率化されることで様々なコスト削減が可能である。国、地方を通して日本は多額の借金を抱えている。都道府県制度のもとでは、都道府県と国の出先機関で担っている行政分野の重複分野も少なくなく、道州制の導入により、この二重行政の排除により人件費の削減などのコスト削減が見込まれ、財政状況改善に期待できる。

デメリットについてはどのようなものがあるのだろうか。まず、そもそも国民は道州制を望んでいるのだろうか。47都道府県制度は国民生活に定着している。政治、経済、文化、産業など多くの日常行動が都道府県単位で成立している。これまで47都道府県で生活する中で育ててきた生活文化を失ってしまうのではないかという危機感を感じる国民も多い。単に複数の都道府県をまとめただけでは、区分けの方法によっては、各道州の間で今以上の経済格差が生まれるかもしれない、という懸念もある。同時に、高齢化や空洞化が進む可能性もある。道州の権限を強くすると、国家全体が統一性を失ってしまう可能性もある。州によっては首相以上に政治的影響力の大きい首長が生まれる可能性もある。これは、強力なリーダーシップを発揮することができるという点では利点にもなりうるが、国の統一性は失われる可能性もある。

以上のようなメリット、デメリットがある中で、道州制の導入は難しいと考えられる。地域を活性化するために地域や地域それぞれの文化を分解するのでは地方衰退の根本的な問題の解決に繋がるとは言い難い。それぞれの地域や文化を生かす政策が求められていると考えられるのではない。

2.2 中心市街地のためのまちづくり三法

次に、まちづくり三法について考える。1998年、WTOの勧告により「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」、通称大店法が廃止された。この法律はそれまで大規模小売店舗の出店にあたり地元中小小売業者との商業調整を行ってきた。替わって「まちづくり三法」が制定され、新たな商業調整の枠組みを作った。この「まちづくり三法」は、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関

¹⁰ 田村（2013）p. 81.

する法律」、「改正都市計画法」の三法である。大規模小売店舗立地法は大規模店舗の出店に際して、周辺的生活環境への配慮を求める法律、中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律は空洞化の進む中心市街地の活性化を図る法律、改正都市計画法はまちづくりの観点から大規模店舗の立地規制が行えるようにする法律である¹¹。

中心市街地の活性化を図るためにこのまちづくり三法は作られ、施行後さまざまな対策が取られたが中心市街地の衰退は進んだ。1.3でも述べたような、多くの地方都市で公益施設の郊外移転、大規模集客施設の郊外立地により都市機能が拡散された。それと同時に中心市街地の居住人口や事業所数も減少し、中心市街地の衰退が進んだ。よって抜本改正の検討が始まった。

そして2006年5月に「まちづくり三法の改正」と呼ばれる都市計画法・建設基準法の改正、新中心市街地活性化法の制定が国会で可決された。大規模小売店舗立地法はこの改正により大規模小売店舗の中心市街地への出店については規制が緩和された。改正都市計画法について、改正前は郊外規制ではなかったが、改正後は白地地域や都市計画区域外の規制を行うことになった。

中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律の改正について、国土交通省は5つのポイントを挙げている¹²。まず、「中心市街地の活性化に関する法律」と法律名の変更である。次に、基本理念、責務規定が創設されたことである。具体的には、中心市街地の活性化のあり方、関係者間の連携の必要性、国のあり方について基本となる理念を明らかにし、併せて、中心市街地の活性化を図るに当たって、国・地方公共団体・事業者に求められる責務について定めた¹³。3つ目のポイントに、国による「選択と集中の強化」があげられる。具体的に述べると、基本方針案の作成や、施策の実施などを行う、中心市街地活性化本部を内閣に設置することとした。そして、内閣総理大臣が基本計画の認定を行う制度も創設された。4つ目に、多様な民間主体の参画があげられる。これは、都市機能の増進を推進する者（中心市街地整備推進機構、まちづくり会社等）と経済活力の向上を推進する者（商工会又は商工会議所等）により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続きなどを設け、多様な関係者の参画による取組の実現を図ることとした¹⁴。最後のポイントは、支援措置の拡充である。都道府県等は、区域を定め、大規模小売店舗立地法の規定の緩和を行うことができるという大規模小売店舗立地法の特例の創設などが実施された。

以上のようなまちづくり三法の改正を通して、中心市街地の活性化を図った。

2.3 地域活性化のために提起された地方創生

最後に、地方創生である。地方創生は、2014年に国によって提起された。これは、先ほど述べた「増田レポート」を契機としている。この人口減少問題に向き合うために、国は地方創生とい

¹¹ 国土交通省（2008）。

¹² 国土交通省（2008）。

¹³ 国土交通省（2018）p. 2.

¹⁴ 国土交通省（2018）p. 3.

う地域政策に取り組むことと決めた。2014年9月には「まち・ひと・しごと創生本部」を設置、11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立、12月には、地方創生の5か年戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と日本の人口問題についての将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が閣議決定された。

2018年改訂版のまち・ひと・しごと創成総合戦略において、以下のような今後の政策の基本目標が挙げられている¹⁵。

- ① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

この基本目標のために、情報支援、人材支援、財政支援の三本の矢で支援することとなった。情報支援では、地域経済分析システム（RESAS）の提供を行っている。人材支援では、地域活性化伝道師、地方創生コンシェルジュ、地方創生カレッジ事業などの取り組みが行われている。財政支援では、地方創生関係交付金などによる支援が行われている。

情報支援によるデータの可視化

情報支援のために提供されている RESAS とは、地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している¹⁶。まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約して可視化する地域経済分析システムである¹⁷。人口・産業・観光に関するデータが数多く揃えられており、そのデータを可視化することができる。このシステムを用いることで、自分たちの地域の長所などまちづくりを行う際のポイントを容易に気づくことを可能にしている。

人材支援による人材の派遣や育成

地域活性化伝道師の派遣制度は、地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行うものである。活用方法としては、まず、各自したい及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。次に、地域活性化統合事務局が、「総合コンサルティング支援」一環として、取組熱度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。2018年4月1日時点での地域伝道師登録数は357名であ

¹⁵ まち・ひと・しごと創生本部（2018）。

¹⁶ RESAS「HELP」。

¹⁷ RESAS（2018）p. 2.

り、2017年度には地域活性化伝道師を全国4地域に派遣している¹⁸。

地方創生コンシェルジュ制度は、地方公共団体が地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として作られた仕組みである。地方創生コンシェルジュには、当該地域に愛着のある国の職員が1000人規模で選任されている¹⁹。地方公共団体に対して当該地域の地方コンシェルジュの連絡先などが記載された名簿を送付し、相談の連絡をすることができる。

地方創生カレッジ事業とは、地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識をeラーニング講座で提供するほか、必要に応じて実地研修も効果的に取り入れることで知識やスキルを習得できるようにする取組である²⁰。地方創生に関する概要的なことから、事業化や官民の連携についてなど幅広い講座が展開されている。2017年1月から開講され、2018年9月までに、1万7369人が地方創生カレッジを受講している²¹。受講者の職業については、受講者アンケートの回答者15350人中、民間企業が4189人（27%）で最も多く、次に多かったのが地方公務員で3910人（25%）だった²²。

紹介した3つのほかにも支援策はとられており、それらを用いることでそれぞれの地域でのリーダーの創出や育成、地方創生に関する知識を持つ人々を増やすことが可能になると考えられる。

財政支援による活性化に向けた支援

地方創生関係交付金は、地方創生を支援するため国から交付される交付金である。2014年から開始されたこの制度は、全国の各自治体が行う自主的かつ主体的、そして、先進的な事業を複数年にわたって安定的かつ継続的に支援するために創設された。この交付金は自治体が策定した、地元活性化の事業に関する目標数値を自治体自らが設定し、それを国が精査して具体的な交付金額が決定される仕組みである²³。KPI（重要実績評価指標）の設定とPDCAサイクルを組み込んでいる。KPIとはkey performance indicatorの略で、企業目標の達成度を評価するための主要業績評価指標のことをいう²⁴。PDCAサイクルとは、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のひとつである。（1）業務の計画（plan）を立て、（2）計画に基づいて業務を実行（do）し、（3）実行した業務を評価（check）し、（4）改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる²⁵。2016年度から2018年度にかけての地方創生関係交付金である

¹⁸ 内閣府地方創生推進事務局（2018a）。

¹⁹ 内閣府地方創生推進室（2016）。

²⁰ 地方創生カレッジ（2018a）。

²¹ 地方創生カレッジ（2018b）。

²² 地方創生カレッジ（2018c）。

²³ 自治体クリップ（2018）。

²⁴ コトバンク「KPI」, <https://kotobank.jp/word/KPI-22888>

²⁵ コトバンク「PDCAサイクル」, <https://kotobank.jp/>

地方創生推進交付金の予算額は 1000 億円となっている²⁶。そして、2016 年度末時点で KPI の目標をひとつでも達成した事業の割合としては全体の 84.3%であった²⁷。

このような財政支援を行うことで、地域が活性化対策を行いやすくしていると考えられる。

この地方創生の三本の矢の中の財政支援である地方創生関係交付金を用いた対策として、岡山県真庭市のバイオマス資源を活用した地域づくり・CLT が挙げられる。この事業は、真庭市内に多く存在する木材などのバイオマス資源の利活用などによる地域活性化の推進と、CLT と呼ばれるひき板を繊維方向が直行するように積層接着した重厚なパネルなどの新分野の産業の育成を目的として行われている。真庭バイオマス発電をはじめとする事業展開や、CLT を用いたバス待合所の設置など市が積極的に CLT 活用している。そして、バイオマス発電所及び林業・木材関係者の 50 人程度の雇用創出、発電所においては年間約 22 億円程度の売上げに成功した²⁸。

地方創生による国の支援を用いて、地域の活性化を図り、成果を上げている事例も存在することが分かった。そして、さまざまな制度やシステムを用いることで行政に携わる者はもちろんだが、住民や民間人も地域の実情を知りやすくなっているのではないだろうか。

第 3 節 地域活性化に必要なこと

3.1 コンパクト・シティがもたらすもの

この節では、中心市街地活性化の対策を行った、青森市と高松市このふたつの都市の事例を挙げ、比較していく。両都市の主な共通点を以下にまとめる。

- ① 県庁所在地であること
- ② コンパクトなまちづくりを目指したこと
- ③ 大店法の改正にともなう郊外化という打撃を受けたこと

この中で、コンパクト・シティについて説明する。コンパクト・シティは、高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域サービスや職場までのアクセシビリティ、この 3 つが定義とされている²⁹。佐谷（2012）では、コンパクト・シティの意義として、環境への意義、社会的意義、経済的意義がそれぞれが以下のように考えられている。環境への意義として、移動距離が短くなることで自動車排気ガス排出の削減を図ることができることなどが挙げられている。社会的意義としては、自動車を利用できない人々の移動のしやすさの向上などが挙げられる。最後に、経済的意義としては、労働者の通勤時間短縮、多様性、活力、イノベーション、創造性による生産性の向上などが挙げられる。第 2 節で説明を行った新まちづくり三法はこの

²⁶ まち・ひと・しごと創生本部「地方創生推進交付金」。

²⁷ 内閣府地方創生推進事務局（2018b）p. 15.

²⁸ まち・ひと・しごと創生本部（2017）。

²⁹ 佐谷（2012）。

コンパクト・シティを進めていくことを目的としている。

以上のような利点もあるのと同時に、1.4でも述べたように、超高齢社会となった日本では交通弱者になる高齢者の暮らしへの配慮は特に欠かせない。その点でもこのコンパクト・シティ政策というものは有効的であると考えられる。どのような取り組みをそれぞれの都市では行われたのか順にみていく。

3.2 「アウガ」はなぜ失敗したのか

青森市の行った中心市街地活性化の取り組みについて解説していく。まず、その背景をみていく。青森県の県庁所在地である青森市は本州と北海道を結ぶ「本州の玄関口」として長らく栄えてきた。青森市は高度経済成長期の際に人口増に対応するため、郊外部への住宅地や、商業地の開発を進めた。この開発によりインフラ整備のための行政コストも大きく増加、特に青森市は豪雪地帯でもあることから2004年度には約31億、2005年度には約23億円、これは年間予算額の3%近くであるように、膨大な除排雪費用が必要となった。一方、中心市街地についてみると、昭和40年代以降の人口増加に伴い、郊外に次々とインフラの整備が行われ、多くの住宅地や商業地も郊外に開発が進められた結果、そこに居住する人口、歩行者通行量ともに減少し、中心市街地の空洞化が起きてしまった。1970年から2000年の間に1万3000人が郊外へ流出している³⁰。

このような背景から、青森市はコンパクトなまちづくりを進めようと考えた。無秩序に都市機能が郊外化することを抑制することにより、除排雪経費及び社会資本等の整備にかかる財政負担の軽減を図るとともに、中心市街地に行政機関、公共施設、病院をはじめとした都市福利機能、各種商業機能を集約していく方法を掲げたのである³¹。青森市は1999年に「青森市都市計画マスタープラン」策定した。この中で基本理念として「コンパクト・シティの形成」を掲げ、具体的には「雪に強い都市」、「高齢・福祉社会に対応した都市」、「環境調和型の都市」、「災害に強い都市」、「効率的で快適な都市」以上のような都市形成を目指すとしている。市街地内をインナー、ミッド、アウターの3地域に分け、インナー地域の活性化を重点的に進めることとした。

インナー地域の整備方針として、徒歩や公共交通機関による移動を理想としている。その実現のために中心市街地である新町通りの一角にあった用地を青森市が買い取り、「パサージュ広場」と呼ばれるオープンスペースを設け、2000年9月にオープンした。このオープンスペースは商店街の裏側に抜ける空間を作ること、賑わいをもたらす各種イベントのためのスペースを設けるとともに、表通りから商店街の裏側の路地への回遊性を確保することを目的にしている³²。このパサージュ広場にはカフェや定食屋、ホテルなどが出店されている。

そして、総事業費184億6千万円をかけて³³、2001年1月に青森市中心市街地の活性化のシン

³⁰ 横森・久場・長坂（2008）p.152.

³¹ 横森・久場・長坂（2008）p.152.

³² みずほ地域経済インサイト（2008）p.2.

³³ 東京商工リサーチ（2017）.

ボルともいえる「アウガ」がオープンした。アウガは JR 青森駅とパサージュ広場との中間地点に位置しており、駅前の集客機能の核となるように整備され、生まれた。アウガには、市内最大規模の「新鮮市場」、若者向けのショッピングゾーンから、図書館や男女共同参画プラザのような公的施設というように多様な機能が集約されている。2008 年には多いときで日に数万人、年間利用者数は 600 万人にのぼる活況ぶりであった³⁴。このことから、新町商店街の賑わいを取り戻すことに一時は成功したといえる。さらに、2006 年 1 月に「ミッドライフタワー」と呼ばれるクリニック・ケアハウスが併設されたシニア対応型分譲マンションが完成し、2007 年 6 月には完売している³⁵。

しかし、このような状況下で、2008 年 5 月に突如表面化したのがアウガの経営危機である³⁶。オープン時から計画と実績に大幅な開きが生じ、改善されていなかったのである。この理由について、みずほ地域経済インサイトで以下のように述べられている。「アウガは開業以来、集客数は増加基調にありその水準も予想を上回るものであったとされる。したがってアウガの経営危機は客単価の低さに起因しているといえる。アウガにおいて集客と売り上げがうまく結びついていない背景としては、主要ターゲットである若者の、厳しい雇用環境による購買力不足のほか、アウガとその周辺店舗との間に相乗効果があまりみられないため、中心市街地全体として魅力があまり高まっていないことがあげられよう³⁷。」つまり、アウガやアウガ周辺エリア全体の魅力が住民や観光客は感じる事が出来なかったことも要因の一つとして考えられるということである。対して、郊外にあるような大型ショッピングセンターはこのエリアとしての魅力向上に成功し、消費者の滞在時間を伸ばすことで購買意欲の向上に繋げている。そして、アウガは青森市が 36%出資する第三セクターが運営しているが³⁸、アウガの経営危機を受け、青森市は事実上の公的資金を用いた救済を行うことを決定した。

以上の点から考えて、この青森市の中心市街地活性化に向けた取り組みは成功とは言い難いことが分かる。

3.3 丸亀町商店街が活性化に成功した理由

次に、高松市の特に丸亀町商店街でのコンパクト・シティへ向けた取り組みをみていく。

高松市にある丸亀町商店街は 1588 年に生まれ、400 年以上の歴史を持つ商店街である。高松市はかつて四国の玄関口として栄えていた。先進的な取り組みもしており、例えば、1972 年には、モータリゼーションの時代を見据え、町営駐車場を建設するため、駐車場用地の所得に当たり「丸亀町不動産株式会社」を設立し³⁹、不動産所得をスムーズに行えるようにした。アーケイ

³⁴ みずほ地域経済インサイト (2008) p. 4.

³⁵ 横森・久場・長坂 (2008) p. 163.

³⁶ みずほ地域経済インサイト (2008) p. 5.

³⁷ みずほ地域経済インサイト (2008) p. 5.

³⁸ みずほ地域経済インサイト (2008) p. 5.

³⁹ 高松丸亀町商店街 (2014)「開発に至る経緯」.

ドのリニューアルやカード事業などにも取り組み成果をあげてきた。1988年には丸亀町開町400年祭が盛大に開催された。この400年祭の最中、当時の丸亀町商店街振興組合理事長である鹿庭幸男は次のように発言している。「この賑わいがこれからの100年も続き、次の500年祭を迎えることができるのだろうか？丸亀町はいろんな取り組みをしてきたが、100年先を見据えた時、もっと抜本的な改革が必要なのではないか？」⁴⁰そしてその後、1988年に瀬戸大橋が開通すると、本州への移動が容易になり、大手資本の参入、人口の流出が起こる。それと同時に、1988年にはゆめタウン（運営は広島市が本社のイズミ。当時、四国最大級の売り場面積）、2007年にイオンモール高松（当時はイオン高松ショッピングセンター）のような大型ショッピングセンターがオープンし高松市内の総売り場面積は2倍に増えていく⁴¹。その影響を丸亀町商店街も受け、来街者、売り上げともに下落し、商店街は疲弊していった。そしてバブル期に中心市街地の土地価格が上昇したことから商店街の住民が郊外へ移り住むことも増えた。この状況に危機感を抱くことで、青年会が中心となり将来の丸亀町商店街の在り方について研究を進め、再開発事業が進められることとなる。

丸亀町再開発事業は「人が住み、人が集うまち」を目指して丸亀町商店街振興組合が構想から約20年かけて取り組んできた事業である⁴²。買い物はもちろんだが、高齢化社会にも対応した住みやすい街を目指す。この再開発事業は商店街全体をA～Gの7つの街区に分け、それぞれに特色を持たせながらこれまで不足していた機能を補充していく。A街区はその中でも都市再生特別地区に指定され、民間都市再生事業の認定を受けた第一市街地開発事業である⁴³。再開発事業費はA街区では約70億円かかっているが、この額は他の同規模の開発の三分の一にすぎない⁴⁴。

再開発を支える事業的な特徴として、まず、地元住民が中心となり第3セクターのまちづくり会社を立ち上げたことがあげられる。このまちづくり会社が、商店街をひとつのショッピングセンターに見立て、業種の偏りの是正などを行うことで商店や施設を適切に配置しようとしている。次に、土地の所有権と利用権の分権である。地権者はそれぞれの土地を所有し続け、まちづくり会社と定期借地契約を結び、土地を貸し出す⁴⁵。そしてその土地の建物はまちづくり会社が所有、運用するというような仕組みである。これにより、土地はまちづくりに望ましい形で合理的に利用することが可能になる。この土地の分権によりまちづくり会社による商店街全体のマネジメントが可能になるのである。最後にオーナー変動地代家賃制があげられる。この制度は、地権者が得ることのできる家賃収入がテナントの売り上げによって増減するリスクを含んでいる、という制度である⁴⁶。この制度により、地権者にテナントとの協力を促す。そして、地権者

⁴⁰ 高松丸亀町商店街（2014）「開発に至る経緯」。

⁴¹ 大江（2015）p. 140.

⁴² 高松丸亀町商店街（2014）「丸亀町再開発事業とは」。

⁴³ 高松丸亀町商店街（2014）「丸亀町再開発事業とは」。

⁴⁴ 大江（2015）p. 161.

⁴⁵ 高松丸亀町商店街（2014）「事業スキームの特徴」。

⁴⁶ 高松丸亀町商店街（2014）「事業スキームの特徴」。

とテナント、まちづくり会社が同じリスクを背負い、「お客様の満足向上」という同じ目標を目指して共同で真剣に商売に取り組んでいくことが、町全体の魅力を高めていくことになる⁴⁷。

「人が住み、人が集うまち」目指すことから、住居整備も行われた。マンションは200戸完成し、高齢者が多い。車なしでは暮らせない郊外は高齢者にとっては不便である。歩いて生活ができるような環境を作ろうと考えたことから、医療施設、食品関係も誘致した。地元の食品を売る店舗もあり、地産地消が可能となっている。

以上のような取り組みから、丸亀町商店街では来街者、売り上げ、税収ともに大きく増加している。大江（2015）によると、土曜、日曜の一日当たりの来場者は2005年の9500人から、G街区が完成した2012年には2万8000人まで増加、年間売上額についてはA街区は2005年度の約10億円から2006年度には約33億円まで急増、その後は25億円程度を維持している。ほかの街区も25億円程度だという。税収については、A～C街区の建物の固定資産税の評価額は400万～430万円から3600万～3700万へと増え、税収増にも大きく貢献した。このような数字の面からみてこの取り組みは成功したといえる⁴⁸。そして、住環境も整備されており、住居から徒歩で通院や買い物が可能になっていることから、住みやすいまちづくりにも成功したのではないのだろうか。

3.4 2つの事例からわかること

青森市と高松市、このふたつの取り組みを比較して考える。共通点としては、コンパクトなまちづくりを目指し、歩くことに重点を置いたこと、高齢者向けのマンションの建設などが挙げられる。違いは、まず、結果として、青森市では税収を用いて経営改善に向けて用いることになったが、高松市での取り組みは売り上げの増加や税収の増加などから地域の活性化につながったという大きな違いがある。そして、青森市では新たに建物を建設し、それを用いて活性化を図ったのだが、高松市はもともと存在した商店街の再復興を通じた活性化を行った、これも大きな違いだろう。この違いから、3.2、3.3でみたように大きく投資額が変わるからである。最後に、中心となって活動した機関にも違いがある。青森市では3.2で述べたように、行政が主導で取り組んでいた。高松市は高松丸亀町商店街振興組合、まちづくり会社が中心であった。3.3でも述べたように、まちづくり会社は第三セクターではあるが、行政の出資金は5%以下とし⁴⁹、行政の関与をできる限り少なくなるようにしている。

以上のことから、まず、地元が存在するものを活用することが必要であるといえる。なぜなら、費用を抑えることが可能となるからである。そして、行政だけでなく、地元の住民や民間企業の活躍、協力も活性化のためには必要となってくると考える。

⁴⁷ 高松丸亀町商店街（2014）「事業スキームの特徴」。

⁴⁸ 大江（2015）p. 163.

⁴⁹ 大江（2015）p. 147.

第4節 地方の自立のために必要な住民と民間企業の力

4.1 地域活性化に必要な住民、民間企業

第3節でみたように、地方の活性化のためには行政と住民、民間企業の連携がこれから必要になってくると考えられると述べた。なぜ、住民、民間企業の力が必要なのだろうか。地方自治体が活性化のために努力しただけで地域が元気になることは難しいからである。地方の活性化を図る際に一つのゴールとして「地方の自立」というものがあげられる。

ここで、最も自立すべきは住民であり、民間企業であるといえる⁵⁰。なぜなら、住民、民間企業こそが地方の経済を支えていて、地方の経済基盤の強化のためには欠かせない。そして、3.4でも述べた、地元にあるものを活用する、ということにも繋がる。地元にあるものを一番生かすことが可能なのはやはり住民なのではないか。以上より、住民、民間企業の力がこれからの地域活性化にむけてより必要となってくると考えられる。

4.2 なぜ民間、住民の地域活性化への参加が進みにくいのか

民間による都市開発が進まない原因について、伊藤（2008）では以下のように3つの視点から考えられている⁵¹。

① 需要の視点

- ・大都市に比べて絶対的な需要が小さい。
- ・支店経済により成り立っていた床需要が減少。
- ・中心市街地の空き店舗が増加。
- ・テナントミックスなどのきちんとしたマネジメントが出来ていない。
- ・居住を含めた生活機能の充実など、実際のニーズに対応出来ていない。
- ・地域資源を十分に活用しておらず、他都市との差別化が図られていない。
- ・ある投資が次の新たな投資を呼ぶような好循環が実現されていない。

② 体制・組織の視点

- ・地域の合意形成を図る中心人物・キーパーソンが不足、まちづくりの中心となって継続的に取り組む体制が欠如。
- ・開発手法や事業運営、行政手続き等幅広い知識を持って、事業全体をコーディネートできる人材が不足。
- ・先進的な金融知識を有する人材が地方に少ない。

⁵⁰ 池田（2017）p. 109.

⁵¹ 伊藤（2008）pp. 45-46.

③ 資金調達の視点

- ・郊外に比べ中心部の地価は依然高い。
- ・開発情報を広く提供する仕組みがないこともあり、都市開発の資金を集めることが困難である。
- ・地方都市中心部の開発は、大都市に比べ開発リスクが大きい。
- ・公的支援措置の情報が十分に知られていない。
- ・金融機関からの融資に際し、担保や個人保証を求められるため、資金調達が円滑に進まない。

以上のような障害の存在により、民間による都市開発がなかなか進まないと考えられる。

民間の都市開発への参入を進めるためには何が必要なのだろうか。まず、金銭面での援助は欠かせない。リスクが大きいため参入し難いことから、金銭での援助は効果的といえる。第2節でも述べたような地方創生に向けた財政援助も実施されているため今後も継続していくことが望ましい。

では、住民に対してはどのような問題があるといえるのだろうか。住民は行政を企業のサービスと同じように勘違いし、納税の対価を求めるかのような精神に染まってしまっていることが問題の一つにあげられる⁵²。行政の支援は必要不可欠であるが、それを当然のものと思うのではなく、自分たちでできることは自分たちで行い、行政でなければならないことを支援として求めるといった、住民主体の取り組み姿勢が必要であるといえる⁵³。

以上を踏まえて、民間や住民の地域活性化への参加には何が必要か考えていく。まず、金銭面での援助は欠かせない。民間企業も、リスクが大きいため参入を躊躇することから、金銭での援助は効果的といえる。丸亀町商店街の理事長は、「行政にしてほしいことは地権者が最終的に決断し易いような環境を築くことです。つまり、公費を入れることだと思います。それは、行政が投資するということなのです。そして開発効果（リターン）が街を支えて行く仕組みを作ることです⁵⁴。」と述べている。金銭面での援助、支援は理事長の言うように投資というようにもとれる。成功すれば、丸亀町商店街のように税収へのいい影響も与えられる。この投資により、民間や住民が行動しやすくなるのであれば、第2節でも述べたような地方創生に向けた財政支援は今後も継続していくことが望ましいのではないだろうか。

人材不足の解決策としては、まず第2節で紹介した地方創生カレッジ事業の活用が求められる。活用してもらうためにも、より周知していく必要がある。そして、全国で活躍している指導者の派遣や講師として招くことも対策の一つになってくるのではないだろうか。

住民に行動してもらうためには、どうすればよいのだろうか。地方では第1節で述べたように人口減少等をはじめとする大きな問題に直面している。そのことは住民自身も感じてはいるだろう。その状況をどのように打開していくか、何をすればいいのか、それらを住民に対して示し

⁵² 山浦（2015）p. 26.

⁵³ 山浦（2015）p. 27.

⁵⁴ 総務省（2009）p. 11.

ていく役割が行政には求められるのではないのだろうか。

4.3 住民中心の取り組み・寄りあいワークショップ

地域活性化のためには、地域住民が内発的に立ち上がる必要がある。これを可能にし、行政と住民の協同も可能となる手法として寄りあいワークショップという方法が挙げられる。現代人には科学的手続きによる物事の透明性が物事の決定には必要不可欠である。この寄りあいワークショップという方法はこの要件を満たす。そして、かつ日本古来の村の会合で行われていた平等かつ民主的に意見交換、決定をなす方法なのだ⁵⁵。

この寄りあいワークショップの具体的な方法をみていく。まず、住民の声による課題の発見である。住民自ら地域の実態を振り返り、問題や悩み、将来像を、批判せず互いに自由に意見交換する。その後、各自が意見カードを記入して出し合い、全員で「意見地図」を作成する。その上で、どの部分が重要かを点数で重みづけ評価する⁵⁶。この評価によって重要な課題が発見される。次は現地を調査することにより、重要課題を解決するために役立つ資源を見つけ、写真に収める。そして、撮影した写真を用いて「資源写真地図」を作成し、地域の実態を把握する⁵⁷。新たな資源や課題の発見、可視化が可能となる。そして、「地域再生メニュー作り」を行う。これまでの過程で発見した資源などを用いてどのようにして課題を解決していくか考え、メニューを作る。写真のイメージをよりどころにし、アイデアをイラストや漫画を用いて形にし、解説文を記入する。このアイデアカードを持ち寄り、全員で「アイデア地図」を作成する。そして、どこから優先的に行っていくのかの重みづけの投票評価を行う⁵⁸。その中の優先度の高いアイデアについて、難易度などや実現の目標期間、実行主体、着手順位を見定め、実行計画を立てる。そうして実践へと進んでいく。

寄りあいワークショップの狙いは、「住民の創造性の発揮」を支援することにある。従来の地域開発は、課題の発見から資源調査、解決の計画までを専門家や研究者が行い、住民はそれを受けて実行するだけになっていた⁵⁹。これではなかなか計画へのモチベーションを持続させにくい。しかし、寄りあいワークショップではその地域の専門家である住民自身が計画の段階から地域再生に取り組む。そうすることで継続的な活動に期待できる。寄りあいワークショップには行政の役割も重要となる。行政をも巻き込んだ、地域における協働の仕組みが必要となる⁶⁰。住民が実行計画を実践するにあたり、その実践の下支えや支援が行政機関には求められる。そして、解決アイデアを実行へ移す際に民間企業や特定非営利活動法人（NPO）、地域おこし協力隊の力を借りる。こうして共同の幅を広げることで、より活発な活動が行うことができる。

⁵⁵ 山浦（2015）p. 52.

⁵⁶ 山浦（2015）p. 53.

⁵⁷ 山浦（2015）p. 54.

⁵⁸ 山浦（2015）pp. 54-55.

⁵⁹ 山浦（2015）p. 56.

⁶⁰ 山浦（2015）p. 57.

寄りあいワークショップを用いて地域振興について考え実行した地域の例として、和歌山県北部の鞆渚地区の事例をみていく。この地区は 2015 年時点で人口は 585 人で高齢化率は 52.3% であり、人口減少、少子高齢化、跡継ぎ不足などの問題にぶつかっている。鞆渚地区ではワークショップを通して黒大豆をはじめとする農産物のブランド化を行った。まず、黒大豆のブランド化に取り組み、市役所や普及指導員の支援により 2008 年に「鞆渚の黒大豆」を商標出願、翌年には「がんこ農家」の商標を紀の里農業協同組合で取得。栽培地区を鞆渚地区内に限定し、厳しく管理している。地域外で栽培したものは認めず、外から鞆渚地区内に来て栽培したしている者には商標使用を認めている。生産者は「鞆渚がんこ農家」のステッカー代とは別に、一枚使用するごとに一元を積み立て、積み立てたお金は商標管理に必要な経費に充てている。このような管理が行き届くことで、ブランドが確立した⁶¹。黒大豆は大豆としてはもちろん、ロールケーキなどの加工品の原料として業者に提供し、全国的に人気を博している。次に取り組んだのはちぢみほうれん草の栽培、商品化であり、メディアに取り上げられたことも相まって人気を博した。農産物の広告宣伝を兼ねて、都市圏の人々に鞆渚へ来てもらうための取り組みの一つとして、オーナー制の農場がある。黒大豆の植え付け体験をはじめ、玉ねぎやサツマイモの収穫、などのイベントを行うことが可能である。都市圏の人に地域を知ってもらうだけでなく、住民も都市圏の人たちと交流を楽しむことが狙いだ⁶²。そして鞆渚小学校と連携し、子どもたちへの黒大豆とちぢみほうれん草の植え付け、収穫体験の場も提供している。このような取り組みの結果、地域の農家の収入も大きく増加した。多の地域の農家の一般的な粗収入が 244 万円に対して、鞆渚地区の夫婦は二人だが 471 万円になる⁶³。丸友鞆会という組織がこの一連の取り組みを推進している。この構成員は夫婦であることが条件であり、17 戸、34 人が構成員となっている。この会とメンバーが重なる形で「ともぶち地域活性化実行委員会」も結成されており、これには I ターン者も加わることができる。実際に I ターン、U ターン者のメンバーは 10 人以上いて、既存メンバーが農業指導を行い、次世代への継承にも取り組み始めているという。

寄りあいワークショップの重要な点はやはり住民自身が中心となって地域のために動いていることだろう。寄りあいワークショップを行う前までも漠然と自分たちの住む地域の衰退や後継者不足などへの不安を抱いていただろう。この不安をほかの住民たちと共有し、不安をもたらす問題に自ら立ち向かおうとする姿勢をもたらすことができる。そして、住民たちが自分の地域の持つ魅力に改めて気づくことができる。このような理由から行政主導の活動以上に魅力が伝わりやすいとも考えられる。この和歌山県鞆渚地区の活動は 10 年以上継続されているが、これも住民主導であることが一つの要因となっていると考えられる。丸山浦（2015）に次のような友鞆会会長の言葉が書かれている。「地域づくりには最初からメニューが決められた補助金は要らない。自分たちで何をしたら収益性が高められるかを考える。そのために必要な補助金を市町村や県、国に働きかけることが重要だ」。行政から与えられた課題をこなすことで地域の発展を図

⁶¹ 山浦（2015）pp. 160-161.

⁶² 山浦（2015）pp. 162-163.

⁶³ 山浦（2015）p. 163.

るのではなく地域の住民自身で課題を見つけ、その課題と向き合っていく、行政はそのサポートをする、この形が重要なのだろう。

4.4 活性化に向けたそれぞれの役割

地域を活性化させるための活動は、行動を起こしてみないことには成功するか失敗するかわからない。そして、他の地域で成功したことが必ずしも成功するとは限らない。成功に近づくためには自分たちの地域の分析が必要となってくるのではないか。それには、行政だけではなく、地元の住民や民間企業などそこに住む、関わる存在が欠かせない。そのことから、寄りあいワークショップはひとつ有効な手段といえるだろう。

民間や住民に地域活性化に協力してもらうためには行政の動きは欠かせないものである。地域の状況を伝える、危機感を持つ住民や民間を動かす、そのための働きかけをしていかなければならない。そして、彼らが行動しやすい環境を作っていく必要もある。民間や住民が地域活性化に向けた取り組みを起こしていく際には、行政の支えも肝心となってくるのだろう。

おわりに

日本全国で人口減少、少子高齢化が問題となっている。それに加えて人口流出なども加わりより深刻な状況となっているのが地方であり、地方が力をつけることが急務である。

本稿では、地方の活性化のために行政が考えた道州制や行政が実際に行っている地方創生などを分析した。そして、実際に地方都市ではどのような取り組みを行い、地域活性化を図ったのか、青森市と高松市を例に挙げて考察を行った。地元が存在するものを活用すること、行政だけでなく住民や地元の民間企業等が立ち上がることで活性化に近づくのではないかと考えられる。

住民や民間企業等の協力のためには行政の働きかけが必要不可欠と考える。寄り合いワークショップのような住民主体で動く方法を用いる際のサポートや、金銭面での支援などを通して、彼らが地域活性化に関わりやすい状況を作っていくことが行政には求められるのではないか。そのような行政のサポートの中で、しっかり活性化に向けた取り組みを行っていくことが住民や民間企業等には求められる。

参考文献

- ・池田弘（2017）『地方イノベーション 強い地方こそが日本の未来を創る』日経 BP 社。
- ・伊藤伸一（2008）「官民連携のまちづくりのポイント」JICE,
http://www.jice.or.jp/cms/kokudo/pdf/tech/reports/13/jice_rpt13_06.pdf

- ・ 大江正章（2015）『地域に希望ありーまち・人・仕事を創る』岩波書店.
- ・ 佐々木信夫（2010）『道州制』ちくま新書.
- ・ 佐々木信夫（2013）『新たな「日本のかたち」ー脱中央依存と道州制ー』角川 SSC 新書.
- ・ 神野直彦（2002）『地域再生の経済学』中公新書.
- ・ 田村秀（2013）『道州制で日本はこう変わる～都道府県がなくなる日～』扶桑出版社.
- ・ 田村秀（2014）『自治体崩壊』イースト・プレス.
- ・ 根本祐二（2013）『「豊かな地域」はどこがちがうのか』ちくま新書.
- ・ 増田寛也（2014）『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中公新書.
- ・ みずほ地域経済インサイト（2008）『青森県の地域活性化事例～「アウガ」にみる「ハコモノ」活性化の功罪』みずほ総合研究所,
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/insight/index.html>
- ・ 村上義昭（2009）「中心市街地活性化の課題」,『日本政策金融公庫論集第4号』,
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/ronbun0908_01.pdf
- ・ 諸富徹（2018）『人口減少時代の都市』中央公論新社.
- ・ 山浦晴男（2015）『地域再生入門』ちくま新書.
- ・ 横森豊雄・久場清弘・長坂泰之（2008）『失敗に学ぶ中心市街地活性化 英国のコンパクトなまちづくりと日本の先進事例』学芸出版社.
- ・ 青森市（1999）「青森市の都市計画に関する基本的な方針 青森都市計画マスタープラン」,
https://www.city.aomori.aomori.jp/toshi-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshikeikaku/documents/tosimasu_hyousi-1syousu.pdf
- ・ 厚生労働省（2016）「平成28年（2016）人口動態統計の年間推計」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei16/dl/2016suikei.pdf>
- ・ 国土交通省（2008）「概要」『中心市街地活性化のまちづくりーコンパクトなまちづくりを目指して』,
<http://www.mlit.go.jp/crd/index/outline/index.html>
- ・ 国土交通省（2018）「2018年（平成30年度）中心市街地活性化ハンドブック」,
http://www.mlit.go.jp/crd/index/handbook/2018/2018tyukatu_handbook.pdf
- ・ 香川県（2016）「平成27年度香川県一般会計決算見込みの概要」,
https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/kessan27/27kessan_all.pdf
- ・ 佐谷説子（2012）「コンパクトシティ政策：世界5都市の比較分析」OECD.
- ・ 自治体クリップ（2018）,
https://clip.zaigenkakuho.com/chihososei_koufukin_yoken/
- ・ 総務省（2009）「高松市（香川県）高齢化社会に対応した持続可能な新しいスタイルの都市形成をめざして」『平成20年度優良事例集』,
http://www.soumu.go.jp/main_content/000063246.pdf

- ・高松丸亀町商店街（2014）「再開発について」，
<https://www.kame3.jp/redevelopment/>
- ・地方創生カレッジ「地方創生カレッジ事業について」，
<https://chihouseisei-college.jp/about.html>
- ・地方創生カレッジ「地方創生カレッジ受講者推移（平成29年1月～平成30年9月）」，
<https://chihouseisei-college.jp/transition.html>
- ・地方創生カレッジ「地方創生カレッジ受講者の内訳（平成29年1月～平成30年10月）」，
<https://chihouseisei-college.jp/breakdown.html>
- ・東京商工リサーチ（2017）「青森駅前再開発ビル（株）」，
http://www.tsr-net.co.jp/news/tsr/20170705_02.html
- ・東京都（2016）「平成27年度一般会計決算（見込み）について」，
<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/08/05/04.html>
- ・内閣府地方創生推進室（2016）「地方創生コンシェルジュ～活用の手引き～」，
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/concierge_katsuyoutebiki_0729.pdf
- ・内閣府地方創生推進事務局（2018a）「地域活性化伝道師について」，
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryoku/pdf/00dendoushi_gaiyou_30.pdf
- ・内閣府地方創生推進事務局（2018b）「地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査報告書」，
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h300427suisin_houkokusho.pdf
- ・まち・ひと・しごと創生本部（2017）「地方創生事例集（平成29年1月）」『地方創生市町村長
トップセミナー』配布資料，
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/top_seminar/h29-01-13.html
- ・まち・ひと・しごと創生本部「地方創生推進交付金」，
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html>
- ・RESAS「HELP」，
<https://resas.go.jp/#/13/13101>
- ・RESAS（2018）「そうだったのか！RESASでわかる私たちの地域」まんがブックレット，
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/information/index_manga_booklet.html